

監査の結果に対する措置

平成30年度に実施した定期監査（その2）の監査結果に基づき講じた措置について、茂原市長から通知がありました。内容は、次のとおりです。

薬品）の使用促進等保険者努力に取り組まれました。

【措置内容】

医療費の適正化に向け以下の取組を実施した。

- 【監査の種類】 定期監査
- 【措置年度】 令和元年度
- 【監査結果】

国民健康保険については、平成30年度から財政運営の主体を市町村から都道府県に切り替える、いわゆる「国保の広域化」が導入されたことに伴い、今後も医療費の適正化に向けた保険者共通の評価指標として①特定健康診査の受診率・特定保健指導の実施率の向上②糖尿病等の重症化予防③加入者に対する予防及び健康づくりの取組④加入者の適正受診・適正服用の促進⑤後発医薬品（ジェネリック医

薬品）の使用促進等保険者努力に取り組まれました。

⑤ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、保険証一斉更新時にジェネリック医薬品希望シールを送付している。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額が200円以上軽減される方に対し、ジェネリック差額通知を送付している。

【監査結果】

低所得者対策については、「生活困窮者自立支援制度」の一部改正が平成30年10月1日に施行され、支援の柱の一つである生活保護を受給する手前の段階から困窮者を支える「家計相談支援事業」など、生活困窮者の自立に向け積極的に取り組まれました。

【措置内容】

平成30年度から「家計相談支援事業」を実施し、生活困窮者の自立に向けた支援をすることができ、令和元年度も継続して実施している。

お問い合わせは、
監査委員事務局（9階）

☎(20)1560、FAX(20)1607へ。

第33回 もばらふるさと塾 「農業・農村交流体験ツアー」

市では、農家の現場を通じてあらためて「ふるさと茂原」の魅力を感じていただくため、「農業・農村交流体験ツアー」を実施します。



- ◆内容 野菜の収穫体験（天候等により変更あり）
地元農産物の直売所「旬の里ねぎぼうず」見学
- ◆日時 3月25日☎10時～15時
- ◆集合 中央公民館（10時）
- ◆対象 市内在住者
- ◆定員 30人（申込多数の場合抽選）
- ◆費用 2,000円（昼食代含む）
- ◆申込期間 2月3日☎～10日☎
- ◆申込方法 電話・FAXにて
- ◆主催 茂原市園芸協会

お申し込み・お問い合わせは、農政課（6階）☎(20)1526、FAX(20)1604へ。